

岩手県告示第 335 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大槌川井線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町金沢第 1 地割字大貫台 37 番 1 地先から 27 番丙地先まで	新	m 71.4~17.0	m 400.0
	旧	61.8~6.6	400.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 釜石地方振興局土木部
- (2) 期間 平成 21 年 3 月 31 日から同年 4 月 30 日まで